祭礼行列における童子の職掌

中世前期を中心として

小山　聡子

はじめに

中世における童子についての研究は、一九八〇年代以降に盛んとなり多くの研究成果がもたらされた。それらの研究によって、中世の童子とは、人にあらざるものであり神仏に近い神聖な一面を持つことも明らかにされてきた。①その上近年の研究では、寺院における童子の階層分化の問題など、その存在形態にかかわる部分についても次第に明確にされつつある。②

ただし、童子についての従来までの研究は、稚児などの元服以前の子どもや、牛飼童や堂童子をはじめとする童子の姿（童子形）をした大人といった俗世界の童子を中心としており、仏菩薩の周囲に侍る童子や護法童子などの宗教界の童子については十分に研究されてこなかった。中世の童子についての研究は、童子が神仏に近く神聖な存在であったことからも、俗世界と宗教界の両面から総合的に行なう必要があるであろう。総合的な研究によって、現在までの俗世界の童子を中心とした童子の研究では明らかにしえなかった数々の点を明確にすることができると考えられる。

このようなことから現在までの自らの研究では、まず宗教界の童子について論じてきた。③本稿では、宗教界の童子についての自らの研究を踏まえた上で、従来までの研究では明らかにされてこなかった俗世界の童子の新たな一面について検討していきたい。俗世界の童子と宗教界の童子は、双方とも、しばしば貴族や僧侶、仏菩薩などの従者となり彼らに侍る役割を持つ。仏菩薩の眷属としての童子については、仏菩薩を荘厳するだけではなく、仏菩薩に穢土の穢れ

が及ばないようにする役割を担っていたことを、すでに拙稿において明らかにしたところである。[4] では、貴族や僧侶に侍る俗世界の童子はどうであろうか。とりわけ本稿では、俗世界の様々な童子の中でも、祭礼行列という宗教行事に携わる童子に着目し、彼らがどのような意味を持たされて行列供奉の役割を担っていたのか、またその理由について明らかにしていきたい。

1、祭礼行列の構成

賀茂祭や祇園祭をはじめとする祭礼の行列には、稚児や中童子、大童子、牛飼童といった、元服前の子どもや童子形の大人たちが加わる。ちなみに童子形の大人とは、髪を後ろで１つに束ね烏帽子をかぶらない人々のことである。行列に供奉する童子の多くは、一際目立つ派手な衣装を身に纏い行列に参加していた。それによって従来までの研究では、行列に供奉する童子には、仏を荘厳する聖なる童子の姿が投影されており、行列そのものを荘厳する役割があったと解釈してきた。[5] 確かに祭礼行列には、見物人の目を奪うほどのきらびやかな衣装を着た美しい童子たちもいた。彼らは行列を荘厳する役割も担っていたに違いない。

ところが、祭礼行列に加わる童子の中には、荘厳とはほど遠い者たちも含まれていたのである。その一つが大童子である。というのは、大童子は、童子形をした大人であり、行列に供奉するときには白張の衣を着ていた。大童子は、中山忠親による『貴嶺問答』（鎌倉時代初期成立）に「号大童子者。年齢及七旬。如載露瓶。白髪纔ニ残ル。頃極見苦者也。」[6] と記されているように、年をとり頭も禿げ上がり醜い容姿をした者だと一般的に認識されていたようである。したがって、頭の禿げ上がった大童子は、仏菩薩に侍る端正な顔立ちをした童子とはほど遠い存在であり、その衣装からも行列を荘厳する役割を与えられていなかったのではないかと考えられる。

賀茂祭における行列の構成については、『永昌記』嘉承二年（一一〇七）四月一七日条や『吉記』安元二年（一一七六）四月二二日条などに詳細な記載が

ある。大まかに述べると、行列の先頭には殿上人による前駈が配置され、その後ろに検非違使一行、斎院の乗る車、雑色の順となる。これらの史料によると童子は、前駈や検非違使一行、車などにことごとく付き従い、行列全体に配置されていたようである。

平安時代中期以降、検非違使は、祭礼をはじめとする公的行事に際して洛中の道を清掃し浄める役割を与えられていた。このことは、洛中の大路にしばしば人間や犬などの死骸が放置されていたことによる。もしもこれらの死骸が祭礼行列の車に触れてしまえば、行列自体が穢れに伝染することとなるのである。祭礼行列に穢れが及べば、神に穢れが伝染する危険があるであろう。当時の社会では、神仏に穢れが伝染してしまうと、天変地異が起こると考えられており、それらに穢れが及ぶことに対してはなはだ恐れられていたのである。それゆえ、祭礼当日以前にも清掃を行なうものの、それだけではいまだ不十分であり、祭礼行列の車の前後にも穢れを祓う役割を担う存在を必要としたのではないだろうか。それによって祭礼行列の車の前後に検非違使が配置されたと推定できる。

この点については、まず『法然上人絵伝』(鎌倉時代末期成立)巻二に描かれている藤原忠通の行列に着目したい。この行列は、祭礼行列ではない。ただし、行列における検非違使の役割は、祭礼行列においてもその他の行列においても基本的には変化しないであろう。

行列の先頭には傘持ちの雑色、続いて前駈の殿上人、検非違使一行、忠通の車、その後ろにも検非違使一行が配置されている。藤原忠通が乗る車の前を歩く三人は、赤い水干を着ており、そのうちの一人は黒い杖を持っている。この三人は、おそらく検非違使庁下級職員の火長なのであろう。中世社会においては、杖や棒は呪術的な意味を持つものとして認識されており、聖や神人、放免や童子などといった宗教界と俗世界との境界に位置すると考えられていた人々が多く手にしていた。たとえば放免が持つ棒や死体を載せた輿を警護する僧が持つ棒、祇園祭のときに犬神人が持つ杖などは、単なる警護のための道具ではなく、穢れを祓う役割を持っていたのであろう。とすると、ここに描かれた火

長の一人が持つ杖にも、そのような意味があったと考えられるのである。

さらに、行列における検非違使一行については、『吉記』安元二年（一一七六）四月二二日条にも興味深い記載があり、そこでは賀茂祭における行列において検非違使の下部である放免が「棟上具」や「織機具」「鷹・犬飼」などとい

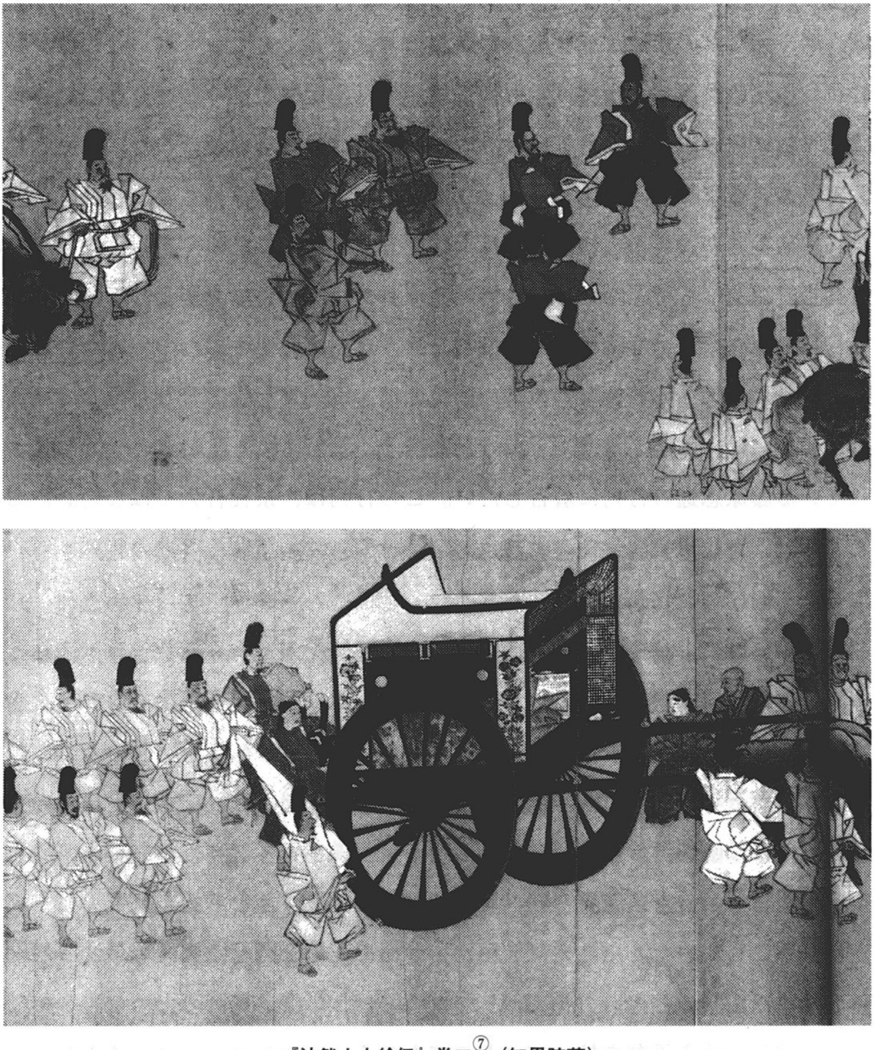

『法然上人絵伝』巻二[7]（知恩院蔵）

った、河原者や非人と結びつく飾り物を身につけていたことが記されている[⑧]。

河原者や非人は、中世前期においては必ずしも差別の対象とはされておらず、検非違使の統括のもと、浄めに関わる職能を持っていた人々であった。放免があえて河原者や非人と結びつく飾り物を身につけて賀茂祭に参加していた理由は、まさしく放免が賀茂祭の行列において浄めの役割を担っていたからに他ならないであろう。

つまり行列における検非違使一行は、道の穢れを祓う役割を持っており、それらの穢れが車に伝染することのないようにするために配置されたのではないだろうか。祭礼行列では、検非違使一行ばかりではなく、「前払」や「前掃」といった者たちも加えられているので、穢れを祓い浄め、神に穢れが伝染しないように務める者の存在が不可欠であったと言えよう。

2、童子による浄め

興味深いことに、祭礼行列において穢れを祓う役割を担っていた放免は、童子と同類の者として認識されていたようである。この点については、すでに網野善彦氏によって、長元八年（一〇三五）五月二日の「秦吉子解」に次のように記されていることを指摘されている[⑨]。

吉子與小犬丸成夫婦之契、已及年来也、而去月廿七日為交易榑、罷向三条京極之程、件着鈦黒雄丸、俄捕搦、申事由於右衛門少志、禁固西獄、仍吉子乍驚罷向案内之処、黒雄丸申云、汝夫大和源前司御牛飼也、彼前司御牛飼瀧雄丸我等同類也、而未被追捕之前、其身死去、彼瀧雄丸盗犯事、小犬丸為傍牛飼、定有所知、仍所捕禁也者、重案事情、小犬丸雖為彼源前司御牛飼、更不知件事、彼前司所服仕人、已有其数、何故以云傍牛飼、称彼瀧雄丸番子捕搦哉、此以前度々小犬丸与黒雄丸等、常以相遭、不申此由、令人成阿党、所捕禁、無所拠、為愁甚莫過於斯[⑩]、

秦吉子は、夫の小犬丸とともに三条京極へ丸太を交易しに行ったところ、突然放免の黒雄丸に夫を獄に禁じられてしまった。黒雄丸は、史料中に「着鈦」と

あることから、罪人に足かせをする役割を担う放免であったと考えられる。吉子は、黒雄丸から小犬丸が捕らえられた理由を聞くことになる。黒雄丸の言うには、小犬丸と同じく大和前司源頼親の牛飼童であった瀧雄丸が盗みの罪を犯したので捕まえようとしたところ、すでに瀧雄丸は死んでしまっていたということである。そこで黒雄丸は、小犬丸は瀧雄丸の同僚であったから瀧雄丸が盗みの罪を犯したことを知っていたはずだと考え、小犬丸を捕らえたのであった。それに対して秦吉子は、小犬丸は瀧雄丸の犯罪のことなど全く知らなかったと主張し、検非違使庁に対して夫の無実を訴え出たのである。

網野善彦氏は、放免の黒雄丸が牛飼童の瀧雄丸を自らの「同類」と呼んでいることを示しているものの、なぜ黒雄丸が瀧雄丸のことを「同類」と言ったのか、という点については詳しくは言及していない。この点については、まず放免の黒雄丸が童名を名乗っている点に着目したい。すなわち放免も、成人男性としてではなく童子に通じる者として扱われていたのである。しかし放免は、童名を名乗る一方で、髻を結い烏帽子をかぶっていた。それに対して牛飼童や小舎人童といった童子たちは、髪を一つに束ねて烏帽子をかぶらない姿、すなわち童子形をしていたのである。したがって放免は、厳密な意味では童子には含められないのではあるが、「丸」という童子特有の称を付けた名前を名乗っていたので、童子に通じる存在であったと考えられる。要するに放免の黒雄丸は、放免が童子に通じる者であったことから、牛飼童の瀧雄丸を自らと「同類」と見なしたのであろう。

実は、放免が穢れと浄めに関わる存在であったことは、彼らが大童子をはじめとする童子形の大人と同類であったことと関連すると推定できる。童子と穢れの関連については、『光台院御室伝』（鎌倉時代中期成立）建永元年（一二〇六）一〇月二六日条に第八代光台院御室が受戒したときの行列についての記載が大変興味深い。この史料によると、御室が乗る車の後ろには、中童子八人、上童子（稚児）四人、侍六人、さらに大童子三〇人が付き従ったということである。大童子の行列については、以下のようにある。

御童子卅人、牛、真珠、千王、乙王、伊王、四郎、七郎、禅師丸、太郎丸、次郎丸、鶴丸、十八人、散所、[11]

「御童子卅人」とは、大童子三〇人の行列という意味であり、「牛」以下の名前が記されている一一人の童子と一八人の散所から成り立っていることとなるであろう。[12] 土谷恵氏は、この史料から、大童子が散所を引き連れ統括する役割を担っていたと指摘している。[13]

さて、散所とは浄めを職能とする者たちである。一一世紀以降、散所は、祭礼行事をはじめとする公的行事が行なわれるときになると、検非違使の統括のもと、大路の掃除を行なう役割を与えられることとなる。古記録においては、行列における散所の存在について省略することがしばしばあったので、[14] 現在までの研究では行列における散所の存在やその意味についても指摘されてこなかった。実は散所は、賀茂祭の行列ばかりではなく、それ以外の公的な行列にもしばしば加えられる存在であった。たとえば『殿暦』永久四年（一一一六）三月五日条には、藤原忠実が春日社へ参詣するときの行列に、検非違使の一行に混じって「散所雑色各八人」[15]が加わっていたことが記されている。つまり散所は、浄めの役割を担うことから、祭礼や寺院参詣の行列において必要とされていたのであった。したがって、散所を率いる大童子には、おそらく散所と同様に穢れを浄める役割があったのであろう。それだからこそ、大童子の中には、散所が加えられたのである。

それでは、大童子以外の小舎人童や牛飼童、中童子をはじめとする童子たちには、穢れを浄める役割は与えられていなかったのであろうか。これらの童子たちは、華美な衣装を着ており、しばしば過差の取り締まりの対象とされていた。童子に通じる者である放免が華美な衣装を着る理由については、類聚本『江談抄』一―八に以下のように記されている。

賀茂祭日、於桟敷、隆家卿斉信卿云、放免着用綾羅錦繍服、為検非違使共人何故乎、戸部答云、非人之故不憚禁忌也、[16]

藤原斉信は、放免が検非違使の伴であるにもかかわらず取り締まりの対象とさ

れている華美な衣装を着る理由について、彼らが人にあらざるものであることから禁忌を憚らないためだと説明している。また、史料中の「綾羅錦繍」とは、贓物から出てきた物を摺って作った摺衣だと考えられる[17]。つまり放免は、成人男性ならば祭礼において忌避しなくてはいけない穢れをも忌む必要のない存在だったこととなろう。

また、放免らが着る華美な衣装については、積極的な意味も込められていたようである。この点については、『うつほ物語』（平安時代中期成立）に「藤中納言は、衛門督なれど、装束清らにせずとて、非違の別当はかけず。」[18]とあり、衛門督藤原仲忠が装束を華美にしないことを理由に検非違使の別当を兼任しないと記されている。ちなみに検非違使別当とは、検非違使庁長官である。すなわち、穢れと浄めに関わる仕事をこなす検非違使や放免は、成人男性ならば憚るべき禁忌をも憚る必要のない人々であり、そのことを可視的に示すために華美な衣装を着る必要があったのである。おそらく、童子が行列において華美な衣装を着る理由も、検非違使や放免のそれと同様なのであろう。

すなわち放免や童子の過差は、法的には禁止されていたものの、祭礼などの公的行事となると必ずと言って良いほど行なわれていたので、ある程度までは必要とされており黙認もされていたと推定できる[19]。ただし、しばしば度を超した華美な衣装を着る者が出てきたために、取り締まりが行なわれたのである。そうでなければ、これほどまでに多くの童子たちが公的行事において華美な衣装を着ることはなかったはずであろう。

以上のように、祭礼行列における童子は、行列全体を穢れから守護し、穢れを祓う役割を担っていたと考えられる。それによって、童子は散所を引き連れたり華美な衣装を纏っていたのであった。

3、子どもと穢れの関係

次に、なぜ穢れを祓う者の多くが童子形であったのか、という点について検討していきたい。

祭礼行列において童子たちが穢れを祓う役割を与えられていた背景には、元服前の子どもと穢れの関係が関連していると考えられる。中世社会においては、死穢が第一級の穢れとして恐れられており、万が一死穢に触れれば三〇日間の忌みの期間を設ける必要があった。ただし、七歳以下の子どもの死に限っては、穢れとして扱う必要がないと考えられていたようである。このことについては、たとえば『山槐記』応保元年（一一六一）九月一一日条に以下のように記されている。

件人小児夭亡、雖七歳以前、厳重神事有猶予之心云々、去夜其旨触予、理之所推全不可及憚、背法条何有其憚哉[20]

『山槐記』の著者である中山忠親は、七歳以前の死は理屈で考えれば穢れであるはずがなく、むしろ七歳以前の死を穢れとして扱うべきではないかと戸惑う心がある方が法に背いていると強調している。このことから、通常の場合は七歳以下の死は死穢として扱われていなかったことが明らかである。さらにこの史料から、そのような認識があった一方で、神事の場合には七歳以下の死ではあっても死穢として扱うべきだと考える人々もいたことが分かる[21]。

中世における貴族の日記には、子どもの死による穢れについての記事が数多く見られる。そしてそれらの大部分は、犬が子どもの死体をくわえて屋敷の中に入ってきたり、川から子どもの死体の一部が流れてきたりといった突発的に起こる事例であった。そのような場合は、死んだ子どもの年齢ははっきりしないはずである。けれどもいずれの場合も、犬にくわえられたり川から流れてきた子どもが何歳であったのか、という点は議論の対象とはされておらず、死穢が発生しているのである[22]。

つまり、七歳以下の子どもの死は、通常の場合には穢れとは判断されなかったものの、八歳以上の子どもの死と必ずしも明確には区別されない一面もあったのである。実際、八歳以上の童子も、穢れと浄めにかかわる職に就いていた。一例をあげると『法然上人絵伝』巻三三には、法然の弟子である安楽房が河原で処刑される場面が描かれている。

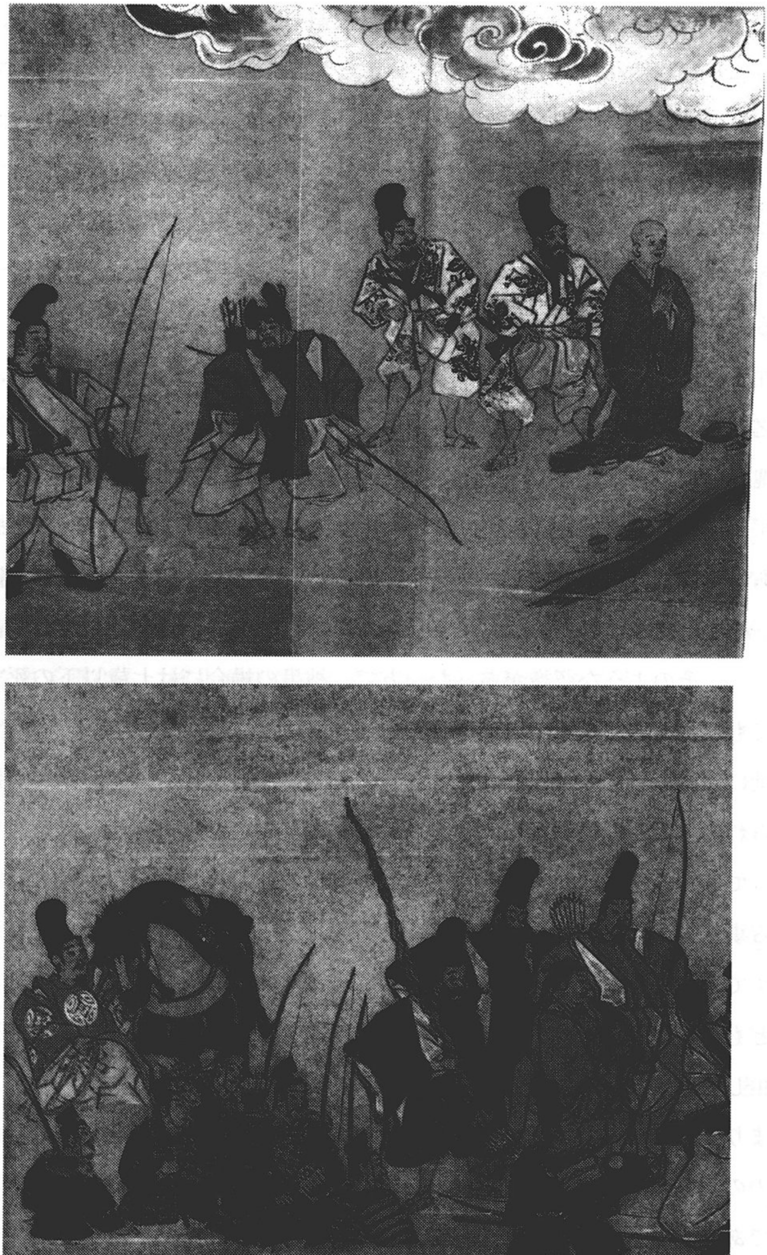

『法然上人絵伝』巻三三㉓（知恩院蔵）

合掌する安楽房の後ろには、検非違使の一行が描かれており、その中には看督長や放免、さらに小舎人童の姿も確認することができるのである。ここに描かれている小舎人童は、一四、五歳ではないだろうか。処刑の場では、穢れが発生することから、浄めにかかわる者たちが必要とされていた。したがって検非違使一行に加えられている小舎人童は、浄めの役割を持つことから、日常では着ることのない仰々しい衣装を着て検非違使の従者とされ処刑の場に立ち会ったと推定できるのである。㉔

神仏の化身や眷属として穢土である娑婆世界に降り立つ童子にも、八歳以上の者が目立つ。たとえば、『今昔物語集』（一二世紀前半成立）一二―三四で毘沙門天の使者として性空に仕えた下仕えの童子も一七歳、八歳であった。さらに禅林寺蔵『山越阿弥陀図』（一三世紀前半成立）で飛雲に乗らず穢土である地上に足をつけて来迎した童子も、その姿から少なくとも八歳以上の童子だと推定できる。もしも八歳以上の子どもが成人と同じように穢れに触れたら伝染すると考えられていたのであれば、神仏の化身や眷属として語られたり、地上に足をつけて来迎する存在とはされないであろう。要するに、七歳以下の子どもに限らず、八歳以上の子どもも、神仏と人間との境界的な存在であり、穢れと浄めに関わる者たちだったのである。

このように中世社会では、七歳以下に限らず元服前の子どもは人にあらざる者とされていたことから、人間ならば忌避しなくてはいけない穢れを忌避する必要がなく、穢れと浄めに関わることもできる存在として認識されていた。当時の社会では、死穢をはじめとする穢れが平穏な社会生活を脅かすものとして神経質過ぎるほどまでに恐れられていたことから、あらゆる場面において穢れを超越した存在を必要としたのである。その一つが童子形の大人であった。したがって彼らは、童子形をとることによって、本来ならば子どもが行なうとふさわしい仕事であるものの子どもでは勤まらない職掌に就いたのである。

おわりに

以上のように、祭礼をはじめとする公的行事の行列に参加する童子の役割の一つには、行列全体を祓い浄めることがあったと考えられる。興味深いことにこの点は、まさしく宗教界の童子の役割と共通しているのである。前述したように宗教界の童子も、仏菩薩を取り囲み、それらを穢れから守護する役割を担っていたのであった。[25]両者の役割が共通していることは、単なる偶然ではない。というのは、しばしば公的行事の行列に加わる童子の名前の中には、菩薩や天部の諸尊などに関連する名前が見られるからである。たとえば『門葉記』巻九の牛飼童の名前は「普賢」、『同』巻一〇〇及び巻一七六に登場する大童子長はそれぞれ「毘沙王丸」「地蔵丸」、『光台院御室伝』の稚児は「文殊」、中童子は「金剛丸」である。これらの名前は、いずれも仏の脇侍や眷属となる存在の名前と同一だと言えよう。すなわち、行列に加わる童子それ自体が、仏の脇侍や眷属に通じる一面を持っていたのであった。

従来までの童子についての研究では、俗世界における童子の研究を中心に進められてきた。しかし、俗世界の中で宗教行事にかかわる童子と宗教界の童子とは、実際に担う役割も似通っている部分が多いのである。したがって今後においては、俗世界と宗教界の童子を異質な存在として個別に研究するのではなく、俗世界と宗教界の両面から総合的に童子研究を行なう必要があるのではないだろうか。そのような総合的な童子研究によって、中世社会における童子の実態や中世という時代の特質も浮き彫りにすることができると考えている。

［注］

①網野善彦「童形・鹿杖・門前」（澁澤敬三・神奈川大学常民文化研究所編『日本常民生活絵引』総索引、平凡社、一九八四年）、黒田日出男『境界の中世　象徴の中世』（東京大学出版会、一九八六年）、黒田日出男『【絵巻】子どもの登場―中世社会の子ども像―』（河出書房新社、一九八九年）など。

②土谷恵『中世寺院の社会と芸能』（吉川弘文館、二〇〇一年）

③A拙稿「中世前期における童子信仰の隆盛と末法思想」（『仏教史学研究』四三―一、二〇〇〇年）、B拙稿「末法の世における穢れとその克服―童子信仰の成立―」（今井雅晴編『中世仏教の展開とその基盤』大蔵出版、二〇〇二年）など。

④前掲注③、ＡＢ拙稿。
⑤前掲注②、土谷恵著書、一四九頁など。
⑥テキストは、『群書類従』九、四四三頁による。
⑦小松茂美編『続日本絵巻大成』（中央公論新社）一、法然上人絵伝上、一六頁・一七頁。
⑧丹生谷哲一『検非違使—中世のけがれと権力—』（平凡社、一九八六年）、一三頁〜一五頁。
⑨前掲注①、網野善彦論文。
⑩テキストは、『平安遺文』古文書編二、七〇二頁による。
⑪テキストは、奈良国立文化財研究所編『仁和寺史料』寺誌編二（奈良国立文化財研究所、一九六七年）、二二一頁による。
⑫前掲注②、土谷恵著書、一五二頁。土谷氏は、御室や座主の大童子の場合に「御童子」と呼ぶことがあった点を指摘している。この行列には、大童子が一一人、散所が一八人いたと解釈するのが妥当であるものの、それでは合わせて二九人であり一人足りないこととなる。おそらくこれは、『光台院御室伝』の著者が、一二人いるはずの大童子のうち一人の名前を確認することができなかったことからあえて一人分の名前を書かなかったか、もしくは誤記であろう。
⑬前掲注②、土谷恵著書、一五七・一五八頁。
⑭たとえば『明月記』建永元年一〇月二六日条には、『光台院御室伝』同日条と同様に、光台院御室が受戒したときの行列について詳細に記されている。『明月記』には、とりわけ稚児のきらびやかな衣装のことを中心に記録されている。『明月記』の著者である藤原定家の関心は、大童子や中童子、牛飼童などよりも、美しい稚児たちにあったのであろう。『明月記』には、大童子についての記述は一切ない。中童子についても「大略中童子四人、下法師二人也、」と簡略に記述されているのみである。
⑮テキストは、『大日本古記録』殿暦四、二三三頁による。
⑯テキストは、『新日本古典文学大系』三二、江談抄・中外抄・富家語、四七七頁による。
⑰放免がハレの場で着る「綾羅錦繍」が摺衣であったことは、すでに網野善彦「摺衣と婆娑羅」（『文学』五二—三、一九八四年）において指摘されているところである。
⑱テキストは、『新編日本古典文学全集』一五、うつほ物語二、三二三頁による。
⑲たとえば童子の過差については、『小右記』寛和元年（九八五）二月二三日条に「僧正寛朝参観音院、乗唐車、前駈法師・童其数々多、皆着綾羅云々、天下之人尤所驚奇、」とあり、『同』寛仁三年（一〇一九）四月一九日条には「右兵衛佐経輔牛童狩衣縫目押銀薄、検非違使等、出自斉院之次、以看督長令召搦、牛童遁走入人宅、」と記されている。
⑳テキストは、『増補史料大成』山槐記一、二〇五頁による。
㉑山本幸司『穢と大祓』（平凡社、一九九二年）、八五頁・八六頁には、七歳以前の子どもの死ではあっても死穢として処理されている事例が示されている。たとえば『扶桑略記』延喜一五年（九一五）五月六日条では、七歳の子どもが淑景舎の下敷きになって亡くなったときに仁王経会が停止になったことが記されている。また『資益王記』長享二年（一四八八）六月一七日条にも、七歳以下の子どもが死亡したときに、成人と同じ三〇日間の穢れとされたことが記されている。
㉒たとえば、『小右記』長和四年（一〇一五）八月二日条では、犬が子どもの死骸をくわえて来たことから藤原道長と東宮が死穢に触れたと判断された、という記述がある。このときにも、死んだ子どもの年齢については全く議論の対象とされていない。
㉓小松茂美編『続日本絵巻大成』（中央公論新社）二、法然上人絵伝中、一三五頁・一三六頁。
㉔小舎人童以外の検非違使従者たちも、それぞれ浄めの役割を持つことから、処刑の場に必要とされ

る人物たちであった。たとえば、放免が肩に担いでいる異形の鉾や看督長らが持つ弓と矢には、浄めや祓えの意味がある。
㉕前掲注③、B拙稿。

［付記］
本稿は、平成一四年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部です。また、本稿への『法然上人絵伝』の掲載を快諾して下さった知恩院と中央公論新社に厚く御礼申し上げます。

＊討議要旨

今関敏子氏は、柳田国男が「七歳までは神のうち」と言っているが、調べても確証がない、歴史的に見て正しいのか、と尋ね、発表者は、そのあたりが節目と考えられていたのは事実だが、完全に区切られるわけではない、神事においては七歳以下でもケガレの原因となりうる、と答えた。

辻英子氏は、追儺行事で鬼を払う童子と関係があるか、と尋ね、法会におけるケガレを払う役目の童子と関係があるかもしれない、と答えた。

小峯和明氏は、最近の寺院社会史研究の進展に伴って、土谷恵氏などにより、寺院内の童子についても詳しくわかってきた（例えば上童・中童子・大童子には明確な階層分化があることなど）、この発表は世俗の童子についてだが、両者を統一的に見る視点を示唆してくれたものであろう、とまとめた。